

財団法人日本鳥類保護連盟寄附行為

昭和32年12月24日(農林省令32林野15.279号設立認可)

昭和46年11月4日(内閣総理大臣一部変更認可)

昭和51年4月14日(内閣総理大臣上部変更認可)

昭和61年5月27日(環自鳥策142号内閣総理大臣一部変更認可)

平成3年11月14日(環自野第435号内閣総理大臣一部変更認可)

平成9年12月26日(環自野第625号内閣総理大臣一部変更認可)

平成11年7月2日(環自野第286号内閣総理大臣一部変更認可)

平成14年9月9日(環自野第426号環境大臣一部変更認可)

第1章 総則

(目的)

第1条 財団法人日本鳥類保護連盟(以下「連盟」という。)は、野生鳥獣に関する科学的知識及び鳥獣保護の精神を広く国民の間に普及し、もって自然環境の保全に資するとともに、国民の生活環境、社会文化及び情操教育の向上並びに農林水産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野生鳥獣の保護に関する諸問題について、意見、要望、情報等を交換調整し、公正な世論を樹立すること。
- (2) 国内国外の自然保護団体との連絡を密にし、野生鳥獣保護施策の確立及びその円滑な実施について、国会、政府その他の関係方面に意見を具申すること。
- (3) 野生鳥獣の保護に関する諸問題について、調査研究を行い、その結果を発表すること。
- (4) 野生鳥獣の保護及び自然愛護の精神を育成するために、普及啓発活動を行うこと。
- (5) 野生鳥獣の保護に関する講演会、展覧会等の行事を開催し、又は当該行事を開催する団体及び個人を援助すること。
- (6) 愛鳥週間(バードウィーク)にちなんで行う諸行事の総合企画を行うこと。
- (7) 野生鳥獣の保護に関し功労のある個人及び団体の表彰を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、連盟の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第3条 連盟は、主たる事務所を東京都杉並区和田3丁目54番5号第10田中ビル3階に置く。

2 連盟は、理事会の議決を経て都道府県を単位に従たる事務所として支部を置くことができる。

3 支部に関する規定は、会長が理事会の議決を経て定める。

第2章 運 営

(財産の構成)

第4条 連盟の財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金及び出資金
- (3) 賛助会費
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第5条 連盟の財産を分けて基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 連盟設立の時ににおいて財産目録の基本財産の部に記載された財産
- (2) 連盟の設立後基本財産として指定して寄附又は出資された財産
- (3) 理事会において基本財産に編入することを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び処分)

第6条 連盟の財産は、会長が理事会の定める財産管理の方法により管理するものとする。

2 基本財産は、理事会及び評議員会の議決を経て、環境大臣の承認を受けなければ処分することができない。

(事業計画及び予算)

第7条 連盟の事業計画及び予算に関する書類は、毎事業年度開始前に会長があらかじめ評議員会の意見を聴いて作成し、理事会の議決を経て、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで前年予算に準じ収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 9 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けたのち、評議員会に報告し、さらに理事会の議決を経て、その会計年度終了後3ヵ月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、財産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 財産目録

(事業年度)

第10条 連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第10条の2 連盟が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣に届けなければならない。

第 3 章 総裁、名誉会長、役員等

(総 裁)

第11条 連盟は、理事会の議決を経て総裁を推戴することができる。

(名誉会長)

第12条 連盟は、多年会長として勤務した者であって、連盟の事業の発展に特に功績のあった者に対し、理事会の議決を経て名誉会長の称号を授与することができる。

(役員構成等)

第13条 連盟に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 専務理事 2名以内

(4) 常務理事 2名以内

(5) 理事 15名以上20名以内 (会長、副会長、専務理事、常務理事を含む)

(6) 監事 3名以内

- 2 理事及び監事は、評議員会で選任する。
- 3 理事は、互選により会長及び副会長を選任する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事の中から会長が任命する。
- 5 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、連盟を代表し、連盟の事務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、連盟の常務を統括する。
- 4 常務理事は、連盟の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定める職務を行う。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、現に在任する他の役員任期期間とする。
- 3 役員は任期満了後においても、後任者の就任するまでその職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員がつぎの各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、会長が理事会の議決を経て指定する役員は有給とする。

(評議員)

第18条 連盟に評議員15名以上20名以内を置く。

- 2 評議員は、連盟の趣旨に賛同する者及び学識経験者の中から会長が理事会の承認を経て委嘱する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める職務を行う。
- 4 第15条及び第16条の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第19条 連盟に顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか顧問及び参与について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(委員会)

第20条 会長は、連盟の専門的事項に関し調査、助言、提案を求めるため、各種委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の委員及び委員長は、会長が委嘱する。
- 3 各委員会の招集は、会長が行う。

(事務局)

第21条 連盟に事務局を置く。

- 2 連盟に必要な職員を置くことができる。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、会長が、理事会の議決を経て定める。

(賛助会員)

第22条 連盟に次の賛助会員を置くことができる。

- (1) 正賛助会員 連盟の趣旨に賛同し、正賛助会員としての会費を納入するもの
 - (2) 普通賛助会員 連盟の趣旨に賛同し、普通賛助会員としての会費を納入するもの
 - (3) 特別賛助会員 野生鳥獣の保護に功労があり、理事会において推薦したもの
- 2 賛助会員に関する事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会 議

(理事会の招集)

第23条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、毎事業年度2回、定例の理事会を招集するほか、必要と認めた場合には臨時に理事会を招集することができる。
- 3 会長は、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 会長が理事会を招集するには、会議の日から少なくとも1週間前までに、会議の日時及び場所並びに議事の概要を示した書面をもって各理事に通知しなければならない。

(理事会の議事及び議決)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、連盟の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

3 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会においては、欠席理事は、あらかじめ通知された事項について書面により議決に参加することができる。この場合において、書面による議決参加者は、出席したものとみなす。

(評議員会)

第25条 評議員会は、この寄附行為に定める職務を行うほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し助言する。

2 会長は、毎事業年度2回、定例の評議員会を招集するほか、必要と認めた場合には、臨時に評議員会を招集することができる。

3 会長は、評議員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときには、速やかに評議員会を招集しなければならない。

4 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選により選任する。

5 前条第3項から第5項までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 評議員会は、理事又は監事に対し、必要に応じ意見を求めることができる。

第5章 雑 則

(寄附行為その他の書類の備付及び情報公開)

第26条 連盟は、次の業務及び財務等に関する資料主たる事務所に備えておき、原則として、一般の閲覧に供する。

(1) 寄附行為

(2) 役員の名簿

(3) 事業報告書

(4) 収支計算書

- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

(規則)

第27条 連盟の業務執行について必要な事項は、寄附行為で定める事項を除き、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(寄附行為の変更)

第28条 連盟の寄附行為の変更は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ環境大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の場合における理事会及び評議員会の議決は、第24条第4項及び第25条第5項の規定にかかわらず、理事及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第29条 連盟は、理事会及び評議員会の議決により解散する。

- 2 前項の場合における理事会及び評議員会の議決は、第24条第4項及び第25条第5項の規定にかかわらず、それぞれ理事又は評議員の現在数の3分2以上の同意を得なければならない。

(残余財産)

第30条 連盟が解散する場合において、残余財産があるときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、環境大臣の許可を得て、連盟の目的と同種の目的を有する公益団体に寄付する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更による変更後の寄附行為は、環境大臣の許可を得た日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において理事、監事及び評議員に就任しているものは、施行日以後も引き続き当該職に就任することとし、その任期は2年とする。